

監 査 委 員 公 表

那覇港管理組合監査告示第1号
令和6年3月4日

那覇港管理組合監査委員 杉 山 忠
同 監査委員 翁 長 俊



令和5年度定期監査の結果に対する措置について（公表）

令和5年度定期監査の結果を参考として、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年度定期監査結果に伴う措置状況について

1 要望事項（1件）

No.	要望事項	担当課
1	使用料等滞納繰越額の解消に向けた取組みの強化について	管理課

2 指摘事項（1件）

No.	指摘事項	担当課
1	交付金の返還金の発生に対する再発防止策について	計画建設課

(令和5年度定期監査結果に伴う措置状況について)

(1) 使用料等滞納繰越額の解消に向けた取組みの強化について (管理課)

【要望事項】

物揚場使用料や旅客施設及び事務所使用料等の滞納繰越分について、使用者等からの納付が進まないことで、過年度分の収入未済額が年々増加傾向にある。より効果的な債権回収が図られるよう、滞納者に対する催告等のみならず、時効による債権の消滅等を見据えた対策も含め、滞納繰越額の解消に向けた計画的な取組みを強化する必要がある。

【措置状況】

物揚場使用料滞納繰越分については、滞納者と連絡が取れており、滞納解消の見込みである。

旅客施設及び事務所使用料（滞納繰越分）については、1社分の滞納であるが、新型コロナウイルス感染の影響で事業継続の見込みがない状況と聞き取っており、現在資産について調査中である。

他の滞納者について、時効中断のため納付誓約書の提出を受けたり、財産調査について検討するなど取組みを強化している。

(令和5年度定期監査結果に伴う措置状況について)

(2) 交付金の返還金の発生に対する再発防止策について (計画建設課)

【指摘事項】

那覇港(泊ふ頭地区)港湾改修事業について、令和3年12月の会計検査院の会計実地検査において、国の負担割合の齟齬による差額2億283万4,079円の過大交付を指摘されたことに伴い、最終的に2億283万4,082円を返還するに至った。

那覇港管理組合は那覇港(泊ふ頭地区)の屋根付き歩道について、離島間の連絡船等の港内における安全な航行、係留の確保を目的とした歩行者動線の分離・誘導のための歩道の整備であるとして、国の負担割合を10分の9としていたが、会計検査院は検査において、歩道部分に屋根を設置するなど、港湾施設の利便向上に資する事業であるとして国の負担割合は3分の1を適用すべきとの指摘を受けた。

発生原因としては①交付事業における国の負担割合についての理解が十分でなかったこと、②事前に沖縄総合事務局に事業内容を説明・確認し、国費率は10分の9であると認識して事業を進めたものの確認が十分でなかったことが挙げられる。特に組合側と総合事務局との間の交渉内容に関する記録が組合に一切残っていないため、事実確認ができなかった。

今後このような認識の齟齬を未然に防ぐとともに、事後に事実確認を行う必要が生じた場合に対応するためにも、補助金の交付申請等の事務手続を進める中で、重要事項について国等への確認や調整等を行う際には、当該交渉に関する経過を記録し、担当課長等の決裁を経て適切な形で保存しておく必要がある。

【措置状況】

補助金交付申請等の事務手続を進める中で、重要事項について国等への確認や調整等を行った際には、議事録等を作成し、担当課長や関係職員で内容を確認した資料を確実に保存することとしております。

(那覇港管理組合)